

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、令和元年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 300,709 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,347,702 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	206,877			19,377	19,799	167,701
社会福祉事業	30,133				3,182	26,951
障害者福祉事業	31,714				3,348	28,366
老人福祉事業	122,486			19,377	10,888	92,221
児童福祉事業	22,544				2,381	20,163
社会保険	1,806,125	303,241			158,686	1,344,198
介護保険事業	891,932	53,268			88,552	750,112
後期高齢者運営事業	604,067	111,817			51,976	440,274
国民健康保険事業	310,126	138,156			18,158	153,812
保健衛生	1,334,700	111,511	28,800	36,818	122,225	1,035,346
疾病対策予防事業	108,073	1,761		35,469	7,480	63,363
母子保健事業	19,019	1,172		216	1,862	15,769
医療に係る施策	1,207,608	108,578	28,800	1,133	112,883	956,214
合 計	3,347,702	414,752	28,800	56,195	300,710	2,547,245